

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年9月18日提出
【ファンド名】	ベアリング欧州株ファンド
【発行者名】	ベアリングス・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小柳 寿裕
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン
【事務連絡者氏名】	乗田 浩隆
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン
【電話番号】	03-4565-1012
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「ベアリング欧州株ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につき、信託期間の短縮による信託終了にかかる約款変更の手続を開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ 信託期間の短縮による信託終了の年月日

2019年4月26日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）（予定）

異議申立をされた受益者の受益権口数の合計が、2018年9月18日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、信託期間の短縮による信託終了を実施します。

ロ 信託期間の短縮にかかる約款変更の決定に至った理由

このたび弊社では当ファンドの現在の信託財産規模及び当ファンドの商品性の維持に鑑みて、信託期間に期限を設けることが受益者のために最善であると判断し、投資信託約款の規定に基づき、約款を変更（信託期間を無期限から有期限（2019年4月26日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）まで））し、信託を終了することといたしました。

ハ 信託期間の短縮にかかる約款変更に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

異議申立手続きを行うため、2018年9月18日に日本経済新聞に公告を掲載するとともに、2018年9月18日現在の当ファンドの知られたる受益者に対して、信託期間の短縮にかかる約款変更に関する情報を記載した書面を交付します。

約款変更実施の可否については、2018年11月6日にベアリングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.baring.com>）にお知らせを掲載します。